

とちぎの元気な森づくりポータルサイト(仮称)制作及び とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下、「甲」という。)が発注するとちぎの元気な森づくりポータルサイト(仮称)制作及びとちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務を受託する者(以下、「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の目的

栃木県は、県土面積の約 54%を森林が占め、その豊かな森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能や木材生産機能の発揮を通じ、私たちに様々な恩恵をもたらしている。

栃木県では、こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、とちぎの元気な森づくり県民税及び国の森林環境譲与税(以下、「両税」という。)を活用し、森林の整備等を進めてきた。

しかし、森林の現状や森林の持つ公益的機能、両税の取組等に関し、一括して効率的に分かりやすく掲載しているページがなく、県民及び事業者が必要な情報を探しにくいという課題がある。

また、これまでテレビ・新聞等を活用した普及啓発事業を実施してきたが、両税の取組に対する認知度が 20～30 代の若年層を中心に低いという課題がある。

そこで、県民及び事業者が両税の取組等に関する情報を、一括して効率的に分かりやすく入手できる環境を整えること及び若年層への普及啓発を目的に、とちぎの元気な森づくりポータルサイト(仮称)の制作及びデジタルプロモーションを行う。

2 業務委託契約期間

契約締結日から令和 8 (2026)年 3 月 31 日(火)まで

3 事業費

8,853,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内

4 とちぎの元気な森づくりポータルサイト(仮称)制作業務

(1)業務範囲

とちぎの元気な森づくりポータルサイト(仮称)(以下、「新サイト」という。)制作およびそれに付随する業務を行うものである。

業務範囲の詳細については、以下のとおりとする。

- ・新サイトの構築
- ・CMS の構築

- ・SEO 施行の実施
- ・操作マニュアルの作成等
- ・その他本業務を実施するために必要な事項

(2)対象デバイス

新サイトの閲覧に対応するデバイスは、パソコン、スマートフォン及びタブレット端末とする。

(3)新サイトの公開時期

令和 7 (2025) 年 11 月 4 日 (火) (予定)

(4)システム要件

ア 構築に関する基本要件

(ア)開発要件

受託者において開発環境を用意すること。

なお、開発に係る内容の詳細については甲及び乙による協議の上決定する。

(イ)システム基本要件

OS は Microsoft Windows 等の一般的に利用されているものとする。

(ウ)クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。また、甲所有等の PC を使って職員（甲が認めた第三者）が作成・更新・管理業務が行えること。

(エ)CMS サーバへの接続

甲所有の PC から CMS サーバへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。ID の発行数は 5 アカウント程度とする。ID の発行数及び各 ID の権限の設定については、業務開始後に甲及び乙による協議の上決定する。

(オ)ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

(カ)対応プラットフォーム要件

利用者の閲覧ブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome、Firefox、Safari 等の最新版、OS (バージョン) は Windows (10 以上)、Mac OS (13 以上)、Android (12 以上)、iOS (16 以上) に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の媒体で正常に表示されること。また、委託期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

(キ)新サイト要件

新サイトを制作する際は、以下の点について配慮すること。

- 新サイトは、PC、スマートフォン及びタブレットで閲覧されることを前提に、レスポンシブウェブデザインで設計すること。
- 新サイトは、HTML、CSS、JavaScript、PHP など、(カ)の要件全てを満たす

技術を用いて制作すること。

- c 個人情報保護に関する法律に準拠した仕様とすること。
- d 新サイトには問い合わせフォームを設置するものとする。問い合わせフォームは hubspot やその他問い合わせフォーム作成ツール等を用いて、新サイトのドメイン内で動作するものとする。
- e 新サイトは pref.tochigi.lg.jp をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開すること。サブドメインに使われる文字列は甲と乙の協議の上決定するものとする。
- f 新サイトにおける分析項目は、甲と乙の協議の上決定し、全分析項目において、サイト公開前までに動作確認を行うこと。

イ システム動作環境要件

(ア) サイトの稼働に関する要件

- a 365 日 24 時間の稼働を行うこと。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- b セキュリティパッチの適用等、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、アクセスの少ない時間帯に実施するほか代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。

(イ) SSL 通信に対応する要件

- a ソフトウェアに関する要件
ソフトウェアの環境は、性能や構成、保守内容や体制等を具体的に示した乙の提案に基づき甲と協議の上決定する。なお、稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。
- b ネットワークに関する要件
インターネット経由での利用を想定したシステムにすること。
- c セキュリティ対策に関する要件
外部からのアタック等の不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう保守業務を行うこと。また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。

ウ サーバの基本要件

- (ア) サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする。）は受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- (イ) 確保したサーバについて、部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティ上必要な措置を講じること。また、突然の停電や電力トラブル時に不具合を発生させないようなサーバとすること。

- (ウ) コンピュータウイルス対策を講じていること。
- (エ) アクセスログの記録及び解析ができること。
- (オ) ウェブサーバは、利用者が静的ページについて1秒以内、動的ページについて2秒以内を目安に、ページを開くことができるようデータの送信が行えること。
- (カ) SSLサーバ証明書を利用できること。
- (キ) システムの運用時間は、24時間365日（うるう年は366日）を前提とすること。
- (ク) バックアップは、サーバごとに毎日（1日1回以上）自動的に実行することとし、障害発生時には前日中のデータに復元できること。
- (ケ) 独自の脆弱性検査を契約期間中1回以上実施し、サイトの安全性を確認すること。
- (コ) サーバの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託料に含まれるものとする。
- (サ) SSLサーバ証明書の費用は委託料に含まれるものとする。
- (シ) レンタルサーバの解約時には、レンタルサーバ上のデータを消去すること。

エ サービス提供に関する要件

(ア) 障害管理

- a 障害への対応については、甲と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- b 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- c 甲からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、連絡窓口は一つとすること。

(イ) 運用支援

導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問合せに対応すること。

(5) CMS 要件

導入するCMSはWordPressとする。なお、最新の情報を迅速に提供するため、甲と協議の上、サイト運営の専門的な知識がない人でも情報更新を行うことができるようにすること。また、CMSソフトウェアに必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。ウイルス対策ソフトウェアは常に最新の定義ファイルに更新すること。

ア 機能要件

(4) ア(カ)に記載した環境において、支障なく利用できるようにすること。

また、導入するプラグインについては乙の提案に基づき甲と協議の上決定すること。

イ CMS 操作等のサポート

新サイト公開後から契約期間満了まで、甲からの CMS の操作・機能に関する問合せに対応すること。

(6) SEO 施工の実施について

- ア 新ウェブサイトにおいては、県民に対する両税の取組等に関する情報発信の効果を最大化しうる SEO（検索エンジン最適化）を施工するものとする。
- イ アの施行に当たり、県民の興味・関心から類推される検索キーワードを検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切な SEO の施工を実施するものとする。
- ウ イの施行に当たり、Google Search Console などを活用し、Google におけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正するものとする。
- エ Google Search Console に対してウェブサイトの情報を適切に登録する Sitemap.xml の製作も上記ア～ウに含むものとする。

(7) 新サイト要件

ア 新サイト設計

- (ア)別添 1 「とちぎの元気な森づくりポータルサイト（仮称） サイトマップ」のとおりのカテゴリー分類、作成ページ及び当該ページ間の連携とすること。
- (イ)カテゴリーについては、管理者が容易に追加できること。
- (ウ)別添 1 記載の事項以外にも、他自治体のサイト等から、作成した方が良いページ等があれば提案すること。
- (エ)主要な情報又は複数のカテゴリーに係るコンテンツページについては、トップページ、メニューページ、お知らせページ等から複数の導線でアクセスできるように設計すること。
- (オ)新サイトにおいて必要なページを新規作成すること。

イ 新サイト機能詳細

(ア)新サイトの構築

- a 閲覧者が分かりやすく快適に情報を入手できるよう、整理されたレイアウトとすること。
- b 各コンテンツを表示するフォーマットは統一性を持たせるとともに、サイドバーやサイト内検索、SNS（Facebook、Instagram、X、YouTube 等）との連携の機能を設けるなどの工夫をし、閲覧者がコンテンツを探しやすい、たどり着きやすい構造とすること。
- c 新サイトの全体設計、ページデザインやレイアウトの作成、サイトマップやワイヤーフレームの作成、原稿のリライティング、コーディング作業等を実施すること。

(イ)新サイトの名称

新サイトの名称等については、業務開始後に甲と協議の上決定するものとし、権利関係の調査及び必要な対応は、乙の責任において実施するものとする。

(ウ) その他

新サイトの設計において、乙以外が作成したページを、甲が追加できる仕組みとすること。

(8) 操作マニュアルの作成等

一連の操作方法を解説する操作マニュアルの作成等を実施すること。

ア マニュアルの作成

CMS 操作等を解説する操作マニュアルを作成すること。また、作成にあたってはイラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。

イ その他のサポート等

契約期間中の運用や操作等のサポートを行うこと。

(9) 運用開始後の対応

ア 障害対応

(ア) 障害に関する受付窓口を設けること。連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則次のとおりとする。ただし、システム停止等の緊急性を伴う障害については、24時間365日受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
電話	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	

(イ) 障害等が発生した旨の連絡を受けてから迅速に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。

(ウ) 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は逐次速やかに甲の担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。

(エ) 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。

(オ) システム稼働後1年間のシステム瑕疵については、技術的問題点の調査及び必要なプログラム修正等は無償で行い、関連するドキュメント類の修正も行うこと。

イ 引継ぎ等

本契約の完了又は解除により業務が終了する場合、終了日までに次の作業を行うこと。

(ア) データの引継ぎ

受託業者は次のデータを無償で提供すること。

- ・HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル。

・その他、DB に格納されているデータ。なお、出力形式は CSV を原則とする。

(イ) データ移行の支援

受託業者はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

(10) 委託費の支払い等

委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

(11) 成果品の提出等

ア 成果品

以下の表に示す成果物を提出時期までに納入すること。

なお、提出時期の具体的な期日は、甲と協議の上で決定する。

No.	成果物	内容	提出時期
1	工程表	業務の工程表（様式任意） ※作業内容及びスケジュールに変更があった場合は遅滞なく修正版を提出すること。	契約締結後 速やかに
2	プロジェクト計画書	プロジェクトの目的、成果、実施体制、プロジェクト管理方法、実施スケジュール等を示した資料	契約締結後 速やかに
3	要件定義書	甲の要求事項の実現内容をまとめた資料	要件定義段階
4	運用フロー定義書	CMS 導入後のページ作成等の運用フローをまとめた資料	設計段階 及び運用開始後 速やかに
5	システム設計書	概要設計、基本設計、詳細設計等の各種システム構築に際して行う設計をまとめた資料	設計段階
6	新サイト構造設計書	甲の要求事項に基づき、サイト構造を設計した資料	設計段階
7	システム一式	ソフトウェア一式	納入時
8	ソフトウェアライセンス証書一式	本業務で納入するソフトウェア（ミドルウェアを含む。）のライセンス証書一式	納入時
9	運用体制表	運用・監視の体制、緊急連絡先等の情報や連絡フローが記載された運用体制表	運用開始前
10	Google Analytics アクセス権限等一式	Google Analytics による閲覧者等のデータを可視化するためのアクセス権限一式	運用開始前
11	公開日時点のコンテンツデータ	新サイト公開日時点でのコンテンツデータ ※当該データを活用して、甲が新たな画像を作成できるよう、権利関係を整理すること。	運用開始日から 1 週間以内
12	業務完了報告書	本仕様書に示されている全ての要件が実現さ	検収段階

		れていることを確認した上で、業務の完了を報告する資料	
13	新サイト構造設計書 (確定版)	甲の要求事項に基づき、サイト構造を設計した資料	検収段階
14	公開開始日から契約期間満了までに追加したコンテンツデータ	新サイトの公開日から契約期間満了までに追加したコンテンツデータ ※当該データを活用して、甲が新たな画像を作成できるよう、権利関係を整理し、加工可能な形式とすること。	契約期間満了日
15	システム操作マニュアルデータ	新サイトの操作マニュアルを記録した CD-R 又は DVD-R (正本 2 部) 及び紙媒体 2 部	運用開始前の、甲が別途指定する日まで

イ 提出場所

栃木県環境森林部環境森林政策課

(12) その他

ア 本事業の成果は、甲に帰属する。

イ 本業務の契約期間は長期にわたることから、委託期間中の社会情勢等の変化により、仕様の変更や軽微な修正等については、甲と協議の上、実施するものとする。

ウ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

オ タグの入替え等、デジタルマーケティングを推進する上で必要となる事項については、当然にこの委託業務に含まれるものとし、甲の求めに応じ遅滞なく対応すること。

カ 別添 2 「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の 1(1)、(3)、2(1)、(2)、(3)の業務を実施すること。なお、その他の事項については、今後実施することを想定したサイト構築とすること。

キ Google Search Console を導入すること。

ク 契約締結後速やかに、制作スケジュール及び打合せスケジュールを提出すること。打合せスケジュールについては、制作の進捗状況等に応じ、変更することも可能とするが、打合せの回数が減らないようにすること。また、打合せは月 2 回以上実施することとし、参加者のスケジュール調整についても乙が実施すること。

ケ リニューアルの進捗状況の報告等、甲の求めに応じ、速やかに報告を実施するこ

と。

- コ 本業務で作成する新サイトについて、将来のアップデート又はリニューアルを見据え、データの移行等がスムーズに行われるよう、設計等の段階において配慮するものとする。
- サ 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- シ 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- ス 乙は、業務実施に当たり、別添3「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」を遵守しなければならない。

5 とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務

(1) 業務内容

ア 動画コンテンツの制作

(ア) 基本事項

- ・ 動画コンテンツの目的は、「とちぎの元気な森を次世代へ」を実現するため、栃木県の森林の現状や課題、両税の取組等の認知度向上にあること。
- ・ 制作する動画は、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ているターゲットに対して、とちぎの森林に対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される内容とすること。特に、動画再生の最初で興味関心が持たれるように冒頭の5秒間を重視して制作すること。
- ・ ア 動画コンテンツの制作業務、イ 広告配信業務、ウ 効果測定及び報告業務については、委託料の配分3：6：1を目安として行うこと。

(イ) 仕様等

- ・ 1本当たりの長さは15秒から30秒程度を基本とする。
- ・ 制作する動画は、ウェブサイトやYouTube等の動画共有サービス（以下「動画共有サービス」という。）で再生可能なファイル形式とすること。
- ・ 画質のクオリティ等は現行で一般に配信される動画と同程度以上とすること。
- ・ 効果的な音響、テロップ、ナレーション、字幕等を使用すること。

(ウ) 動画テーマ

「とちぎの元気な森づくり」の推進

a 内容

次を基本として、適当な内容とすること。

なお、ターゲット目線で訴求要素は検討することとし、次の事項の全てを含むか否かは提案事項とする。その際、動画で伝えるべき内容等を整理した上で、動画の構成要素を検討すること。

- ・ 本県は、県民税等を活用し県民協働の森づくりを進めていること。
- ・ 本県は、県土面積の約 54%を森林が占め、県土の保全等の公益的機能を有する森林は、「県民に密接」なものであること、「県民は森林から恩恵を享受」されていることを伝えること。
- ・ 本県の森林は高齢化が進んでおり、公益的機能を高度に発揮させるためには「森林の若返り」が重要な取組であることを伝えること。
- ・ ドローン等で撮影した本県の森林の映像を採用するなど、ターゲットに対し訴求力の高い動画とすること。

b ターゲット

- ・ 地域：県内在住者
- ・ 性別：男女
- ・ 年齢層：若年層（20～30 代）

c 本数

1 本以上

d 納品時期

令和 7（2025）年 9 月下旬

e 活用方法

YouTube 配信、TrueView インストリーム広告、広報 PR 活動 等

(エ)その他

- ・ 企画提案書の作成に当たっては、動画内容がイメージできるよう絵コンテ等を挿入すること。
- ・ 制作に必要な取材、撮影、映像制作一切を実施するものとし、撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・ 動画制作の提案に当たっては、新規撮影を原則とすること。ただし、プロモーションに当たって効果的・効率的な場合は、甲との協議により、撮影済みの動画を活用することも可能とする。
- ・ 動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整を行うこと。制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙又は第三者が既に著作権を有するものが含まれている場合には、

その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

- ・ 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

イ 広告配信

(ア) 内容

a 動画広告配信

アで制作した動画が広く視聴されるよう目標広告視聴回数等を設定の上、「True View インストリーム広告」等の視聴成果報酬型広告を実施すること。

目標広告視聴回数は、それぞれの動画ごとに設定することとし、それに基づき目標インプレッション数も設定すること。

予算規模に達しないうちに、広告視聴回数が目標回数に達した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。

b ディスプレイ広告配信

SNS やバナー広告等、消費者へ向けて効果的な広告を配信すること。広告配信手法の提案に当たっては、当該広告配信手法が販売促進に効果的である根拠を明確に示すこと。

c 共通

広告実施に当たって、別添 2「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に該当する場合は、記載の業務を実施すること。

広告配信を複数回実施する場合には、前回の配信実績等を踏まえて、広告配信の最適化を図ること。(対象、バナー素材など)

動画広告とWEB 広告における割合は、甲と別途協議すること。

(割合(想定)) 動画広告 : WEB 広告 = 8 : 2

(イ) 対象

- ・ 配信対象は、県内在住の性別を問わず 20～30 代をメインターゲットとし、詳細は甲と別途協議する。
- ・ 森づくり等への関心が高いと思われる層へのリターゲティング広告を行うこと。

ウ 広告配信時期

広告配信時期については、次を基本として、詳細は甲と別途協議する。

動画広告、WEB 広告は認知度向上を主な目的として配信する。

(配信時期の目安) 11～12 月 ※新サイト制作後

エ 動画広告実施におけるサイト誘導及び目標設定について

動画広告実施に当たっては、「Call to Action オーバーレイ」等を活用して新サイトへの誘導を図ること。

広告によって達成可能な「広告からのウェブサイト誘導数」について目標 KPI（広告経由以外も含む※）を設定すること。※サイト管理者との協議により変更する場合がある。

新サイト内でユーザーのコンバージョン指標として相応しいものがあれば併せて設定すること。

目標 KPI で示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

（ウ） 効果測定及び報告

ウェブサイト閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を広告からのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ甲の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を甲と協議の上、実施すること。

広告配信開始1週間程度を目安にミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は2週間に1回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。なお、サイト管理者において上記レポートの提供が困難な場合は、別途協議する。

広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

（2） 実施計画書及び報告書の提出

（ア）乙は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。実施計画書の作成に当たっては、動画内容がイメージできるよう絵コンテ等を挿入すること。

（イ）乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出し、甲の検査を受けること。

（ウ）甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（3）権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

（4）成果物等

以下に示す成果物等を提出時期までに納入すること。

なお、提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定する。

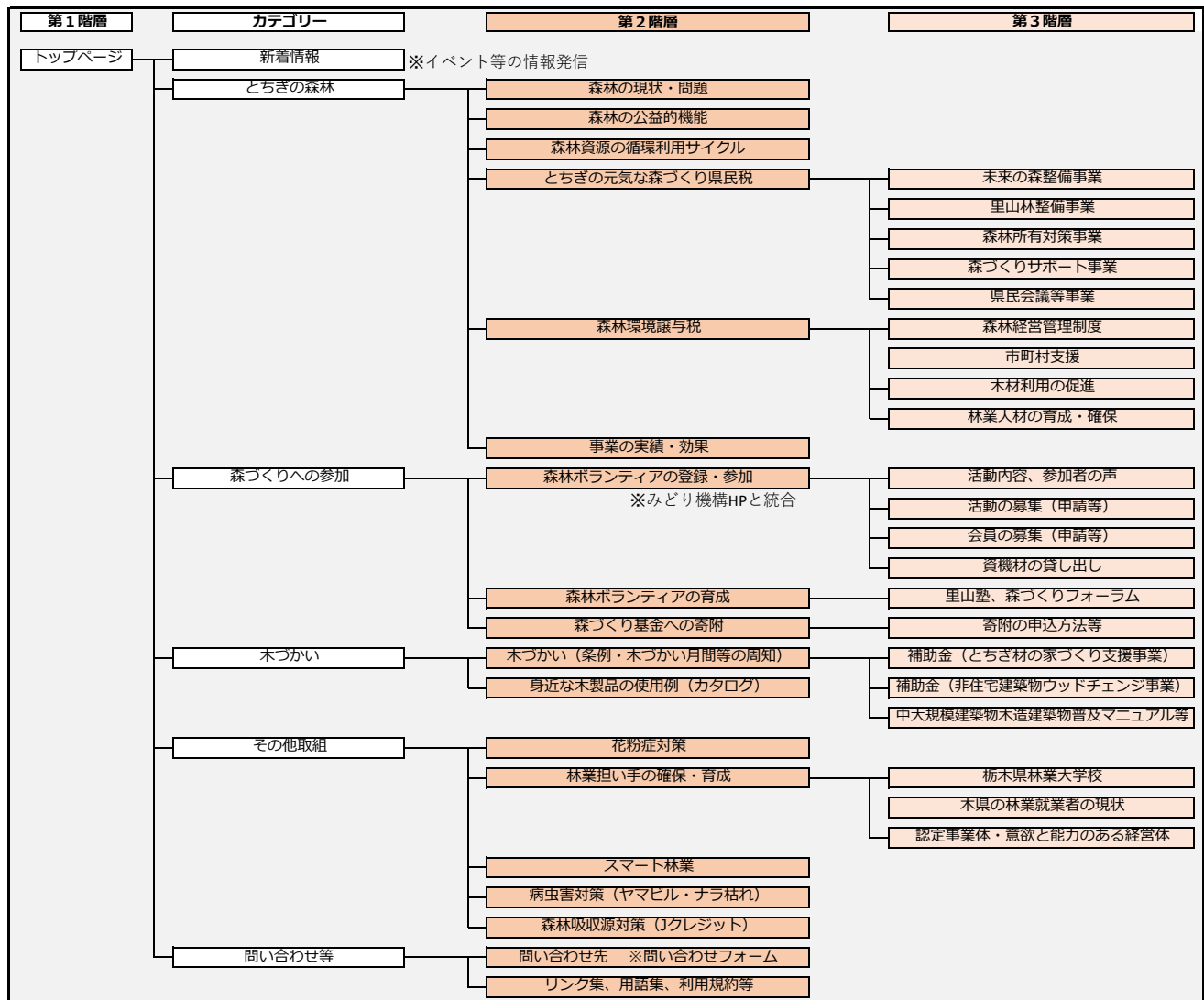
業務	成果物	内容	形式	時期
共通	実施計画書	施工体制、動画の内容、スケジュール等具体的な内容をまと	電子データ	契約締結後速やかに

		めた資料		
	実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	電子データ	委託業務完了後
動画コンテンツ制作	動画データ	制作した動画の編集可能なマスターデータ	DVD 1 枚	動画制作完了後

(5) その他

- (ア) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (イ) 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (ウ) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

とちぎの元気な森づくりポータルサイト（仮称）サイトマップ



デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県 Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用Google Analytics」で施策効果を取得するため、栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設

定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo! Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項

本事項は、ウェブサイト等を構築する際の公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的な事項を示すものである。

なお、本事項に記載のない事項についても、最適なソリューション、最新技術を利用することにより「費用対効果が高い」、「高度なセキュリティ対策が可能」などと考えられる場合は、県と協議し承認を得た上で、実施することができるものとする。

1 基本方針

- (1) 栃木県情報セキュリティポリシーに適合するセキュリティ対策を講じること。
- (2) ドメインについて、原則として県のサブドメインを活用すること。
- (3) ウェブサイト公開時は常時 SSL 化することとし、http 通信は https 通信にリダイレクトする等の対応を検討すること。
- (4) ウェブサイトの要件（利用目的、公開コンテンツ、公開期間等）に応じた可用性やイニシャルコスト・ランニングコストを含めた費用対効果の高い構成を検討すること。

2 サーバ要件

- (1) 原則、公開するウェブサイト専用のサーバを利用すること。（ネットワークの庁内・庁外、構築サーバの物理・仮想の別は問わない。）
- (2) ウェブサイトの運用に当たり、サーバ OS・ミドルウェア等のサポート対応、アップデート等が適時実施され、脆弱性対応等、セキュリティ対策が実施できるサービス形態であること。
- (3) 構築事業者又は運用保守事業者以外の者（レンタルサーバ事業者）が提供するレンタルサーバ等を利用する場合は、県にサービスについて説明を行い、認められた場合のみサービスを利用すること。
- (4) 県サブドメインの利用設定、個別の SSL 証明書のインストールができること。
- (5) ウェブサイトの構築事業者又は運用保守事業者は、自ら公開ウェブサーバが安全な状態であるか（脆弱性の有無）を確認できる状態でウェブサイトを公開すること。
- (6) 公開ウェブサーバについて、常に死活監視を行う仕組みや環境をもつこと。
- (7) セキュリティ対策について、公開ウェブサーバが利用する機能（利用者がサイト上で行う情報入力やファイルのアップロードの機能等）や公開する情報の性質等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を検討の上、県に提示し承認を得た上で、確実に実装すること。

(セキュリティ対策の機能例)

不要な通信の制御やサーバへの攻撃等を検知する仕組み (ファイアウォール、IDS (Intrusion Detection System)、IPS (Intrusion Prevention System)、WAF (Web Application Firewall))、認証機能、リバースプロキシ 等

なお、庁内にサーバを置く場合 (栃木県共同利用型基盤利用を含む。) は、WAF/CDN、NTP、WSUS について、県の環境の提供を受けることができる。

- (8) アンチウイルスソフトの導入及びその他ウイルス・不正プログラム等に対するセキュリティ対策を確実に実装すること。

3 構築・運用保守要件

- (1) ウェブサイトを公開するためのシステム構成、ネットワーク構成、利用 OS、ミドルウェア、SSL 証明書の取得・確認に必要な情報等を県に提供すること。
- (2) サーバ OS・ミドルウェア等の脆弱性情報を都度収集し、適切な脆弱性対応を行うとともに、速やかに県に報告すること。
- (3) ウェブサイトの構築や改修を実施した場合には、ウェブサイト公開前に当該サイトについて脆弱性チェックツール等を用いて脆弱性診断を行い、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (4) ウェブサイトの構築、改修等を実施する際には、(独) 情報処理推進機構 (IPA) が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」や別冊「ウェブ健康診断仕様」等を確認し、適切なセキュリティ対策が講じられたウェブサイトとすること。
[安全なウェブサイトの作り方 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構](https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html) (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>)
- (5) ウェブサイトの運用中 (公開中) は、定期的にポートスキャン、脆弱性チェックを含むブラットフォーム診断を実施し、脆弱性が検出された場合には、適切な処置を講じるとともに結果を県に報告すること。
- (6) 構築サーバ、CMS 等の管理者ユーザ (管理者権限) を適切に管理し、不正アクセスを防止するための対策 (複雑性のある類推しづらいパスワードの設定、管理ページへのアクセス制限、多要素認証や二段階認証、業務従事者に対するセキュリティ教育の実施等) を講じること。
- (7) レンタルサーバ等の利用やウェブサイトを用運用・保守するためにクラウドサービスを利用する場合は、取扱情報やサービスについて明らかにした上で、本県が定める外部サービス利用手順への適合について県に確認すること。
- (8) ウェブサイトへのアクセスやアプリケーション認証などの必要なログを取得するとともに各ウェブサイトの状況に応じた必要な期間を設定してログを保存することとし、取得するログの項目及び保存期間については、仕様書に従い、又は県に提案して承認を得ること。

- (9) 公開ウェブサーバが悪意のある者からの攻撃を受けた場合等、ウェブサイトを即時閉鎖・復旧できるような対策（定期的なバックアップ等）を講じること。
- (10) ウェブサイト上で、利用者情報の管理や個人情報の収集等をする場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、プライバシーポリシーを利用者が容易に確認できるようにすること。
- (11) 県等がウェブサイトに対するセキュリティ監査等を行う場合には、必要な情報の提供、レンタルサーバ事業者等関係者との調整に協力すること。
- (12) ウェブサイトの監査等により重大な脆弱性が確認された場合には、具体的な作業日を提示し必要な対策を講じること。
- (13) 上記以外の脆弱性についても、県と協議の上、対応を速やかに検討しなければならない。

4 障害対応等

- (1) 障害発生時等の連絡先について、事前に県に報告すること。
- (2) 当該ウェブサイトについて、セキュリティインシデントを検知した場合には、速やかに県に報告をするとともに、対策を検討し、県の判断を仰ぐこと。
- (3) システム障害やセキュリティインシデント等が発生した後の恒久対応について再発防止策を検討し、必要な対策を確実に実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。